

令和 7 (2025) 年度栃木県デジタルデバイド支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 (2025) 年 4 月
栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が令和 7 (2025) 年度栃木県デジタルデバイド支援業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 (2025) 年度栃木県デジタルデバイド支援業務

(2) 業務内容

別紙 1 「令和 7 (2025) 年度栃木県デジタルデバイド支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日（令和 7 (2025) 年 5 月上旬を予定している。）から令和 8 (2026) 年 3 月 25 日（水）まで

(4) 委託料限度額

2,662,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 - 1 - 20

栃木県総合政策部デジタル戦略課 若田部

電話 028-623-2824 FAX 028-623-2216 電子メール dx@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。または、契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

- (6) 国又は地方公共団体が発注した類似業務を受注し、履行が完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和 7 (2025) 年 4 月 4 日 (金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (水) 午後 3 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 (金) 予定
エ 参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 4 月 17 日 (木) 午後 3 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 4 月 24 日 (木) 午後 3 時必着
カ プロポーザル審査 (書面) 実施	令和 7 (2025) 年 4 月下旬
キ 選定結果の通知・公表	令和 7 (2025) 年 5 月上旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間： 令和 7 (2025) 年 4 月 4 日 (金) ～同年 4 月 17 日 (木)
(平日の午前 9 時から午後 5 時まで。(参加表明書提出期限は午後 3 時まで。))
- イ 配布場所： 上記 2 (5) の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募 (業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及びイにより書面 (様式任意) を作成し、提出すること。

- ア 受付期間： 令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (水) 午後 3 時必着
- イ 質疑方法： ・電子メールにより、上記 2 (5) の担当所属に提出すること。
・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。
- ウ 回答期日： 令和 7 (2025) 年 4 月 11 日 (金) までに回答予定
- エ 回答方法： 回答は栃木県ホームページ (上記 4 (2) イのページ) に掲載する。

※ なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書 (別記様式 1) 及び参加資格確認書 (別記様式 2-1、2-2) を作成し、提出すること。

- ア 提出期限： 令和 7 (2025) 年 4 月 17 日 (木) 午後 3 時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所： 上記 2 (5)

ウ 提出方法： 電子メール、持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで。（提出期限日は午後 3 時まで。））又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出期限： 令和 7 (2025) 年 4 月 24 日（木）午後 3 時必着

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所： 上記 2 (5)

ウ 提出方法： 電子メール及び、持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで。（提出期限日は午後 3 時まで。））又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数： 企画提案書の電子データ（正本 1 部、副本 1 部）及び紙（正本 1 部、副本 1 部）※副本には参加者名を記載しないこと。

見積書（正本 1 部）

オ 企画提案書のファイル形式は Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 又は PDF とし、ファイル容量が 5 MB を超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。

カ 企画提案書の用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。

キ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績（過去 3 箇年のもの）＊過去に行った実証実験を含む

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者

の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(2) 審査方法

企画提案書について、栃木県が設置する選定委員会において、評価基準に基づいて、書類審査により評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約者の候補（以下「候補者」という。）として特定する。

イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とする。

ウ イに該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった者を候補者とする。

エ ア、イ及びウに関わらず総合点が50点未満の場合は、当該企画提案者を候補者として特定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 審査結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（上記4(2)イのページ）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

- (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。